

信頼される日本—常任理事国にふさわしい国を目指して

保 存

1994年3月

社団法人 関西経済同友会
安 全 保 障 委 員 会

目 次

提言要約	1
提言「信頼される日本——常任理事国にふさわしい国を目指して」	9
I. はじめに——今、何故提言するのか	11
II. 国際情勢	12
1. 新しい国際秩序を模索する世界	12
2. 苦悩する国連	13
3. 経済発展と不安定さが共存するアジア・太平洋地域	14
III. 提言	16
1. “国際”総合安全保障の確立のために	16
(1) 国連安全保障理事会に“国際”総合安全保障という多元的な理念を	16
(2) もっと国連協力を	18
(3) アジア・太平洋地域の安全確保に向けた地道で重層的な努力を	19
(4) 日米安保体制の堅持：今日的意義の再評価	21
2. 信頼される日本となるための国内体制・世論づくり	23
(1) 安全保障基本法の制定と自由な憲法論議を	24
(2) 防衛計画の大綱：国際情勢の変化や効率アップの視点から見直しを	26
(3) 自衛隊の国際貢献活動の位置付けをもっと高く、P K O法の見直しを	27
(4) 国民の安全保障意識の醸成	28
3. 近くて近い隣人に：心に刻み未来を見つめて	30
(1) 安全保障教育の充実	31
(2) 過去の不幸な歴史への“きちんとした”対応	32
IV. おわりに	35
平成4年度・5年度 安全保障委員会活動状況	36
平成5年度 安全保障委員会常任委員会名簿	40

《要約》

提言 「信頼される日本——常任理事国にふさわしい国を目指して」

I. はじめに——今、何故提言するのか

現在、我が国は、経済だけでなく政治、外交、安全保障など様々な分野で経済大国としての立場など我が国にふさわしい国際的な責任・役割を果たすために、国連安全保障理事会の常任理事国に加わるよう求められている。

しかしこれまで経済大国日本は、一方で「安保タダのり」という国際的な批判を浴び続けてきた。湾岸戦争でほとんど汗をかかずに済ませたことによって生じた我が国に対する不信感、カンボジアPKOへの自衛隊派遣などの国際的な活動に参画することによって、幸いにもある程度取り除かれたものの、これに至る過程での政府や国会の決断の遅さや国民世論・マスコミ論調の賛否両論は、依然として顔が見えない日本を露呈したと言われている。一方で、アジアの一部の国々からは、今なお自衛隊の海外派遣に対する懸念が表明され、同時に近年従軍慰安婦問題など太平洋戦争にまつわる問題も提起されている。

このような困難な課題の解決に向けて国民的なコンセンサスを得べく努力していくことが、我が国が世界の国々から真に信頼されるための出発点である。

今回は、このような問題意識に立って、我が国が何を主張しどのように行動していかなければならないのか、また、そのために我が国国内の法律・制度や安全保障に対する国民意識などについて何が議論されなければならないのか、という視点からこの提言をまとめた。

II. 国際情勢

1. 新しい国際秩序を模索する世界

世界は、大国の紛争解決能力の低下とともに、民族や地域、宗教などにまつわる紛争や核兵器等大量破壊兵器拡散の危険性等が多発・増大するなど、新しい国際秩序の形成に向けて大きな試練に立たされている。

米国と旧ソ連の融和は、かつて拒否権の発動によって滞っていた国連安全保障理事会の機能を活性化させたが、旧ユーゴやソマリアに見られるように、国連の限界も露呈し

ている。依然として米国の圧倒的な政治・軍事力に頼る必要があるが、欧州やアジアの国々などとの協力が必要な問題も出てきている。多国間の協力体制が必要不可欠な時代に入っている。

地域の安全保障のための機構や組織の役割も増大している。とりわけ欧州では既に、東西欧州諸国に北米・ロシアなどが加わった協力機関であるC S C E（全欧安保協力会議）や、旧ソ連圏諸国を含め欧州全体の安全確保を追求し始めているN A T O（北大西洋条約機構）、「欧州のことは欧州で」という考え方のW E U（西欧同盟）など、国際的な対話と行動の組織が重層的・並立的にその活動を展開している。

2. 苦悩する国連

国連の平和執行活動は、現地の対立組織の反発や平和執行部隊の内部対立、人的犠牲に対する本国の反対などによって、その活動の行き詰まりが懸念されている。

財政的にも苦境に立たされている。P K Oの財政需要が増大する一方で、米国やロシアをはじめとする通常分担金の滞納額は‘92年末で5億ドルを上回る。

このように多くの困難や課題を抱える国連を強化するために、大国である日本やドイツなどが国連の意思決定にもっと積極的に参画してほしいという世界の期待が高まっている。

3. 経済発展と不安定さが共存するアジア・太平洋地域

東アジアは、アセアン諸国や中国を中心に、世界の成長センターとして、ダイナミックな経済発展を遂げている。この経済発展は、人々の生活を豊かにすることによって、アジア・太平洋地域全体の安定にも大きく寄与している。

しかし、朝鮮半島や中・台の緊張の存在、北朝鮮の核の脅威、領土や資源の権益対立、ロシアの政治・経済的な混乱など、複雑な対立の構図や不安定さも依然として残っている。アジア・太平洋地域に、欧州のようなしっかりとした多国間の安全保障体制が構築されていないことやそのための議論の場もないことが大きな不安定要因となっている。

この中で、アジア・太平洋地域の信頼醸成のための対話を積極的に進めようという動きが活発化している。「A S E A N地域フォーラム」の創設やA P E C首脳会議の開催など冷戦後の新しい国際秩序形成に向けた動きが、この地域でも着実に進んでいることは確かである。

一方我が国は内外の課題に直面している。カンボジア和平実現は、アジアの国々の日本に対する評価も変えさせたに違いないが、その中で日本の常任理事国入りも時間の問

題とさえ言われている。しかし、肝心の国内世論は、国際貢献の意義に目覚め始めているものの、憲法第9条の解釈や自衛隊の海外派遣の是非などを中心に、依然として、迷い、揺れているのが現状である。

Ⅲ. 提言

1. “国際” 総合安全保障の確立のために

(1) 国連安全保障理事会に“国際” 総合安全保障という多元的な理念を

冷戦が終結した今日、“国際” 総合安全保障という考え方、すなわち一国の安全保障だけを目指すのではなく世界全体の安全保障を目指して、かつ軍事力だけに頼るのではなく、紛争の発生・拡大防止のための予防外交・核軍縮・軍備管理等や、紛争の火種ともなっている貧困を解消するための経済支援、紛争の再発防止のための戦後復興への経済協力など主として外交・経済面での施策をもっと積極的に展開するという考え方が重要になってきている。

我が国は、人類史上唯一かつ最も悲惨な被爆体験を持ち、戦後は軍国主義と絶縁し永遠の平和を希求し経済的繁栄を達成、豊かで文化的な平和国家を築いた。この歴史の経験を活かし我が国が国連の国際安全保障を議論する場に主体的に参加していくことは、国連が“国際” 総合安全保障という考え方に基づいて多元的に行動していく上で非常に有意義である。このような我が国の役割を内外に明示するとともに、これに関するコンセンサスを国内的にも国際的にも早急に得ていくことが重要である。

(2) もっと国連協力を

我が国は苦悩する国連を盛り立てるために中核的な役割を積極的に果たしていかなければならない。

第一に、国連のPKOニーズ増大に対処するために国際的なPKO訓練センター・物資供給基地の設置や、我が国への国連機関の誘致を推進すべきである。

第二に、国連への人材協力が肝要である。特に事務次長や部長、課長クラスの邦人管理職員を育成するために外務省のJunior Professional Officer (JPO) 制度に関わる予算（現状約9億円）の大幅な増額を検討する必要がある。

(3) アジア・太平洋地域の安全確保に向けた地道で重層的な努力を

多様な歴史・地理的背景、経済条件、価値観を持つアジア・太平洋地域の安定確保のためには、地道で重層的な努力が求められる。

第一に必要なのは、多国間対話の推進、特に、経済だけでなく、政治や安全保障など幅広い対話の推進である。その際、アジア・太平洋地域の政治・経済・安全保障の要である米国の存在が不可欠であることは言うまでもないし、近い将来には中国やロシアの参加も必要である。具体的には、ASEAN地域フォーラムなども活用・発展させていくことが有効である。

第二に、多国間対話だけでなく、紛争や対立の解決を目指すための地域協力も必要である。たとえば、朝鮮半島の緊張緩和を図るために、南北和解のための対話の促進などについて日米中ロ四ヶ国の協力によって支援していくことが大きな課題である。

第三に、政治、外交、安全保障の専門家だけでなく、あらゆるレベル・階層の人々が交流・対話することが重要である。アジア・太平洋諸国の在日外国人と関西経済同友会会員による「経済人・安全保障シンポジウム」を開催することを提案したい。

(4) 日米安保体制の堅持：今日的意義の再評価

日米安保体制は、言うまでもなく我が国の独立と安全の確保や、アジア・太平洋地域の安全のための米国のプレゼンス確保の手段、そして憲法の下専守防衛に徹し他国に脅威を与えるような軍事大国にならない、過去の過ちを再び繰り返さないという我が国の基本的立場に信頼性を与えるという、日本とアジア・太平洋地域の国々との信頼関係醸成の根本である。

新しい日米関係を模索しつつある今日、この日米安保体制を堅持し、その信頼性を高めていくためには、我が国自身が専守防衛の下必要な自衛力を確保し、在日米軍駐留経費の負担や軍事技術の共同開発などで日米協力を深めていくとともに、経済面においては我が国が規制緩和や閉鎖的な商慣行を改めることなどによって市場開放を一層進めていかなければならない。また、日米グローバルパートナーシップの下、政治・環境・経済協力などで地球的、世界的な責任と役割を果たしていくことが重要である。

2. 信頼される日本となるための国内体制・世論づくり

我が国が常任理事国の大役を引き受け“国際”総合安全保障を推進しようという立場から国際社会に積極的に貢献していくためには、まず自分の国は自分で守るという独立国としての当然の努力を払うとともに世界平和のために積極的に貢献していくというコ

ンセンサスを形成する必要がある、そのためには国内の体制・世論づくり、すなわち憲法や法律、政策方針、国民意識のあり方などについてもっとオープンに議論を進めなければならない。

(1) 安全保障基本法の制定と自由な憲法論議を

第一に、第9条や前文で謳われている平和を尊ぶ憲法の理念と専守防衛などの基本方針は世界に誇れる原則であるので、確固たる自信と誇りを持って堅持しなければならない。

第二に、安全保障に関する憲法解釈を明確化するために別途安全保障基本法の制定を検討する必要がある。我が国は独立国である以上主権国家として我が国固有の自衛権が存在することやP K Oなど武力行使を目的としない国際社会の平和維持のための活動に積極的に貢献していくことを明記すべきである。

第三に、憲法そのものについても絶えず自由な論議がなされることが大切である。国連軍や平和執行部隊など国連の総意で行われる武力行使について、我が国が将来どのように対応すべきか同時にその限界について議論を進め、国民的なコンセンサスを形成していくことが必要不可欠である。

(2) 防衛計画の大綱：国際情勢の変化や効率アップの視点から見直しを

防衛計画の大綱については、現在見直しが検討されている基盤的防衛力の考え方や自衛官定数を含む防衛力のあり方などを、冷戦終結など国際情勢の変化や効率アップという視点から論議されなければならないが、我が国防衛体制の根幹である専守防衛と日米安保体制を堅持するとともに、世界の安全保障は我が国の安全保障にもつながるという観点から国際貢献を一層推進していくことについて、これを新たに織り込む必要がある。もちろん、見直しにあたっては我が国国民や海外各国に対してこれをわかりやすく明示し理解を得ることが重要であることは言うまでもない。

(3) 自衛隊の国際貢献活動の位置付けをもっと高く、P K O法の見直しを

今後、国際的な平和協力業務の重要性が一層高まってくることを考慮し、自衛隊法を早急に改正して、国際的な平和協力業務の位置付けをもっと高めるべきである。

合せて、自衛隊の中に、隊員の教育訓練や人員確保を担当するスタッフ部門を備えたP K O専門組織や、P K O業務を専門に担当する組織の設置なども検討することが大切である。

平成7年に見直しが議論されるPKO法についても、カンボジアでの教訓を下にたとえば個人の判断による武器使用や、ボランティアなどの安全確保のための業務が出来ないことなど、既に指摘されている反省事項は早急に見直すことを検討する必要がある。

今、自衛隊に必要なのは、明確な任務、任務遂行のための手段、世論の支持であることを銘記する必要がある。

(4) 国民の安全保障意識の醸成

第一に、国民一人一人の安全保障意識を高めるために、国民に最も近い地方自治体レベルでも、安全保障の課題に取り組むべきである。安全保障セミナーやシンポジウムなどを開いたり、地域住民と自衛隊の交流をもっと積極的に企画・実行することが有効である。

第二に、自衛隊自身ももっとオープンでなければならない。そのために、防衛庁の広報活動をもっと強化する必要がある。

第三に、国民生活とも深く関わりを持つ有事法制を整備することについて早急に議論を始めるべきである。

第四に、今後我が国が国際貢献活動を積極的に展開していくという健全な国民意識を醸成する観点からマスコミの役割に期待されるところは大きい。

3. 近くて近い隣人に：心に刻み未来を見つめて

(1) 安全保障教育の充実

第一に、不幸な歴史を繰り返さないために、近・現代史教育にもっと力点を置くことが重要である。明治以来の近代化の過程、戦争の経緯・実態、戦後の復興などの歴史的事実とその意味合いを教えることによって、日本国民としての自覚、戦争への反省、将来への責任などの認識を培うことが必要不可欠である。

第二に、自衛隊の位置付けを明確にする必要がある。主権国家には侵略に対する自衛権が存在することを明記し、我が国の平和と独立を守る自衛隊の存在を正しく理解させるとともに、この厳しい任務に携わる自衛官等を信頼しその役割を評価する気持ちを育むことが大切である。

第三に、大学に安全保障に関する論議・研究の場を設けることを提案したい。

(2) 過去の不幸な歴史への“きちんとした”対応

戦後はまだまだ続いている。歴史的事実としての日本の軍国主義の記憶や従軍慰安婦問題に代表される被害の意識等日本に対する不信感は、今なお残っている。今後政治・経済・外交・安全保障等の面で国際的な役割を果たしていかなければならない我が国は、この不信感を子孫の代まで残さぬよう全力を挙げてこれを取り除くための努力を傾注しなければならない。

まず、従軍慰安婦問題などについて徹底的に事実関係を調査するとともに、これをきちんと公表しなければならない。

その上で法的処理を求められるものはこれを尽くすこと、そして不正や非人道的行為などの事実が明らかになれば、必要に応じて法的処理を超えて人間の尊厳と人道的観点から国としての責任のとり方、国民としての対処の仕方について真摯に議論すべきである。その際、対象者が高齢化していることもあり、出来る限り早期に具体策をまとめ実行する必要がある。

このことは今後我が国が二度と過ちを繰り返さないという決意である。ドイツが背景や事態の相違はあれドイツ連邦共和国基本法第一条の「人間の尊厳は不可侵、これを守ることは国家の義務である」に基づいてこの課題に取り組んでいることに学ぶべき点は多い。

IV. おわりに

我が国は、明治維新以降、欧米に追いつくため急速な近代化を進める一方で、忌まわしい軍国主義への突入、その結果として広島・長崎の被爆、敗戦という我が国歴史上かつてない悲惨な結末に至った。しかし、戦後この悲劇を乗り越え驚異的な経済発展を遂げ世界第二の経済大国として繁栄を築いた。このような戦後50年を迎えるにあたり、これまでの歴史を心に刻むとともに後世に伝える、その上で国際社会において平和と繁栄のために積極的に貢献するという崇高な使命を果たしていく意思と自覚を持たなければならない。この提言がいささかなりともその役に立てば幸いである。

以 上

提言 「信頼される日本——常任理事国にふさわしい国を目指して」

1. はじめに——今、何故提言するのか

○今までの提言

当委員会は、‘77年以来、国の安全保障について健全な国民意識を醸成することや国際社会の信頼を確保することを、最重要課題として活動してきた。その中で提言として、「健全な国民意識の醸成」、「守るべき価値としての民主主義と自由で安定した市民生活」、「総合安全保障の重要性」、「自衛隊も含め国際貢献活動への積極的な参加」「アジア・太平洋地域における多国間の政治対話の必要性」などを主張してきた。

○高まる期待：日本の常任理事国入り

現在、我が国は、経済だけでなく政治、外交、安全保障など様々な分野で経済大国としての立場など我が国にふさわしい国際的な責任・役割を果たすために、国連安全保障理事会の常任理事国に加わるよう求められている。常任理事国入りについては、PKOなどへの参加義務の問題など様々な議論があり今後紆余曲折も予想されるが、常任理事国入りすることは国際社会での責任・役割を果たしていこうと考えている我が国の意思にも合致するに違いない。今後は、常任理事国入りのために必要な国内体制づくりを進めていく気運を一層盛り上げていくことが大きな課題となっている。

○顔が見えない日本：国民的なコンセンサスを

しかしこれまで経済大国日本は、一方で「安保タダのり」という国際的な批判を浴び続けてきた。湾岸戦争でほとんど汗をかかずに済ませたことによって生じた我が国に対する不信感、その後の湾岸への掃海艇派遣やカンボジアPKOへの自衛隊派遣などの国際的な活動に参画することによって、幸いにもある程度取り除かれたものの、これに至る過程での政府や国会の決断の遅さや国民世論・マスコミ論調の賛否両論は、依然として顔が見えない日本、すなわち国際社会に貢献する日本としての基本方針が不明確であることを露呈したと言われている。一方で、アジアの一部の国々からは、今なお自衛隊の海外派遣に対する懸念が表明され、同時に近年従軍慰安婦問題など太平洋戦争にまつわる問題も提起されている。

それぞれ歴史的な経緯があり意見がわかれる困難な課題でもあり時間をかけた取り組みが必要であるが、その解決に向けて国民的なコンセンサスを得べく努力していくことが、我が国が世界の国々から真に信頼されるための出発点である。

今回は、このような問題意識に立って、我が国が何を主張しどのように行動していかなければならないのか、また、そのために我が国国内の法律・制度や安全保障に対する国民意識などについて何が議論されなければならないのか、という視点からこの提言をまとめた。

Ⅱ. 国際情勢

1. 新しい国際秩序を模索する世界

○大きな試練

東西冷戦の終結は、人々に世界平和の実現を期待させた。しかし現実には、大国の紛争解決能力の低下とともに民族や地域、宗教などにまつわる紛争の多発や、核兵器等大量破壊兵器拡散の危険性の増大など、平和への道のりは依然厳しい。

米国と旧ソ連の融和が実現して以来、国連の役割は飛躍的に増大している。とりわけ、かつて拒否権の発動によって滞っていた安全保障理事会の機能を活性化させた。ガリ事務総長の「平和への課題」の中で、国連が世界の紛争解決・防止にリーダーシップを発揮するための提案がなされ、実際に、その活動も始まっている。しかし、旧ユーゴやソマリアに見られるように、国連の限界も露呈している。人類は、21世紀を目前にして、平和のための新しい国際秩序の形成に向けて大きな試練に立たされている。

○多国間の協力の時代

このような中で、現実的には世界の平和と安定のためには依然として米国の圧倒的な政治・軍事力に頼る必要があるが、その米国だけではすべての問題に対処できない、そして個々の問題に効果的に対応するためにはやはり欧州やアジアの国々などとも協力して進めなければならない面も出てきている。多国間の協力体制が必要不可欠となっている中、日本の動向が一層注目される時代に入っている。

○重要性を増す地域の安全保障機構

地域の安全保障のための機構や組織の役割も増大している。とりわけ欧州では進んでいる。冷戦時代から東西両陣営にわたる唯一の機構であるC S C E（全欧安保協力会議）

は、欧州の安定と民主化のために単に軍備管理等の安全保障問題だけでなく、経済協力や人権等を含め幅広い問題について議論している。西側の軍事機構であるNATO（北大西洋条約機構）は、加盟各国の安全だけでなく、旧来の対立陣営双方を含めた域内全体の安全確保を追求し、本年1月のNATO首脳会議では、旧ソ連圏諸国をも取り込む「平和のためのパートナーシップ」協定を打出している。ドイツとフランスは、在欧米軍の縮小に備えて、WEU（西欧同盟）を新しい欧州安保の足場にしようと、独仏合同軍創設などNATOと並立する「欧州軍」づくりに向けた動きを加速している。このように、東西欧州諸国に北米・ロシアなどが加わった協力機関であるCSCCや、旧ソ連圏諸国を含め欧州全体の安全確保を追求し始めているNATO、「欧州のことは欧州で」という考え方のWEUなど、国際的な対話と行動の組織が重層的・並立的にその活動を展開している。これは不安定な東アジアの安全保障体制とは対象的である。

2. 苦悩する国連

○平和執行の行き詰まり

一方、世界の安全保障の中核となるべき国連は、ガリ事務総長のリーダーシップの下、紛争を力で抑え込む新たな活動を始めている。ソマリアのように、一部に紛争当事者の同意が得られない場合でも、国連が平和執行部隊を派遣して、強制的に平和を実現させようとしている。しかし、現地の対立組織の反発や平和執行部隊の内部対立、人的犠牲に対する本国の反対などによって、この活動の行き詰まりが懸念されている。

○金詰り

また財政的にも苦境に立たされている。PKOの財政需要が増大する一方で、米国やロシアをはじめとする通常分担金の滞納額は‘92年末で5億ドルを上回る。一方、日本が提案した「国連平和維持留保基金」の設立、すなわちPKO立ち上がり段階の資金需要を賄うための基金が設立されたことは、国連加盟国の高い評価を受けている。

○日本やドイツなどへの期待

このように多くの困難や課題を抱える国連を強化するために、大国である日本やドイツなどが国連の意思決定にもっと積極的に参画してほしいという世界の期待が高まっている。

3. 経済発展と不安定さが共存するアジア・太平洋地域

○世界の成長センター：安定への寄与

こうした世界情勢の中で、東アジアは、アセアン諸国や中国を中心に、世界の成長センターとして、ダイナミックな経済発展を遂げている。プラザ合意以降の急激な円高を契機とした、我が国から東アジアへの生産拠点移転のための直接投資の急増が、東アジアの国々の産業発展を支え、雇用を促進してきた。このような東アジアの経済発展は、人々の生活を豊かにすることによって、アジア・太平洋地域全体の安定にも大きく寄与している。東アジアは、冷戦時代のイデオロギー対立を克服するとともに、経済的豊かさこそが平和への近道であることを実証していると言えよう。

○不安定さも残る東アジア

その東アジアは、南北朝鮮の国連加盟、カンボジアPKOの成功、中韓国交樹立、韓ロ基本条約の調印など緊張緩和に向けた動きも進んでいるが、朝鮮半島や中・台の緊張の存在、北朝鮮の核の脅威、カンボジアの政治的不安定さ、南沙諸島・尖閣列島・北方領土など領土や資源の権益対立、中国の社会主義市場経済の行方、ロシアの政治・経済的な混乱など、複雑な対立の構図や不安定さが依然として残っている。さらに、米国のアジア・太平洋地域における戦力の再編・合理化に伴う軍事的空白の可能性を埋めるように、中国の海空軍力の増強やアセアン諸国の経済力拡大などに伴う国防費増額の動きなどが、この地域の不安定さを増幅させている。アジア・太平洋地域に、欧州のようなしっかりとした多国間の安全保障体制が構築されていないことやそのための論議の場もないことが大きな不安定要因である。

○対話のスタート

幸い最近、アジア・太平洋地域の信頼醸成のための対話を積極的に進めようという動きが活発化している。‘93年7月のアセアン拡大外相会議では、中国やロシアを加えたアジア・太平洋地域の主要国が参加する安全保障対話の場として「アセアン地域フォーラム」を創設することが決定されている。同年11月に開催された米国シアトルでのAPEC首脳会議では、アジア・太平洋地域重視を掲げる米国の積極的イニシアティブで、アジア・太平洋地域に新たな経済コミュニティ（地域社会）形成を目指す声明が発表された。アセアン諸国の中には、米国に対して人権問題や突出した主導権への警戒心

があるものの、この地域でも新しい国際秩序形成に向けた動きが着実に進んでいることは確かであろう。

○そして日本は

一方我が国は、内外の課題に直面している。カンボジアPKOへの自衛隊の参画について、当初、一部のアジアの国々の懸念も表明されたが、カンボジアの和平実現は、これらアジアの国々の日本に対する評価も変えさせたに違いない。日本の常任理事国入りも予想以上に近い将来の課題になってきた。しかし、肝心の国内世論は、国際貢献の意義に目覚め始めてはいるものの、憲法第9条の解釈や自衛隊の海外派遣の是非などを中心に、依然として、迷い、揺れているのが現状である。

Ⅲ. 提言

1. “国際”総合安全保障の確立のために

(1) 国連安全保障理事会に“国際”総合安全保障という多元的な理念を

冷戦が終結した今日、“国際”総合安全保障という考え方、すなわち一国の安全保障だけを指すのではなく世界全体の安全保障を目指して、かつ軍事力だけに頼るのではなく、紛争の発生・拡大防止のための予防外交・核軍縮・軍備管理等や、紛争の火種ともなっている貧困を解消するための経済支援、紛争の再発防止のための戦後復興への経済協力など主として外交・経済面での施策をもっと積極的に展開するという考え方が重要になってきている。

我が国は、人類史上唯一かつ最も悲惨な被爆体験を持ち、戦後は軍国主義と絶縁し永遠の平和を希求し経済的繁栄を達成、豊かで文化的な平和国家を築いた。この歴史の経験を活かし我が国が国連の国際安全保障を議論する場に主体的に参加していくことは、国連が“国際”総合安全保障という考え方に基づいて多元的に行動していく上で非常に有意義である。このような我が国の役割を内外に明示するとともに、これに関するコンセンサスを国内的にも国際的にも早急に得ていくことが重要である。

○ “国際”総合安全保障の重要性

冷戦終結後の国際平和秩序構築のために、国連安全保障理事会の役割が非常に重要になっている。現在国連では、184ヶ国にもものぼる加盟国の増加に対応して、安保理の構成国を増やすことや、常任理事国の構成メンバーの地域バランスを図り「南」の発展途上国の意見も反映させることなどが議論されている。安保理の機能としても軍事だけでなく、経済や社会、人権などについても取り扱うことが検討されている。その意味では、“国際”総合安全保障という考え方、すなわち一国の安全保障だけを指すのではなく世界全体の安全保障を目指して、かつ軍事力だけに頼るのではなく、紛争の発生・拡大防止のための予防外交・核軍縮・軍備管理等や、紛争の火種ともなっている貧困を解消するための経済支援、紛争の再発防止のための戦後復興への経済協力など主として

外交・経済面での施策をもっと積極的に展開するという考え方が重要になってきている。

○日本の役割

我が国は、人類史上唯一かつ最も悲惨な被爆体験を持ち、戦後は軍国主義と絶縁し永遠の平和を希求し経済的繁栄を達成、豊かで文化的な平和国家を築いた。この歴史の経験を活かし我が国が国連の国際安全保障を議論する場に主体的に参加していくことは、国連が“国際”総合安全保障という考え方に基づいて多元的に行動していく上で非常に有意義である。いわば我が国の常任理事国入りは、「新しい国際平和秩序形成のための仕掛け人」としての役割を積極的に果たすための第一歩と位置付けられるのである。

常任理事国としての我が国の具体的な役割としては、たとえば、カンボジアPKOの成功に見られるように、平和的手段の追及すなわち武力発動に至らないように話し合いを重視して問題解決を図っていく考え方をアピールすることや、武器輸出を禁じる我が国が通常兵器の国際間の移転等の状況を国連に報告する制度を提案しその制度が多くの子の賛同を得て発足したように軍備管理という面で、また、唯一の被爆国で非核三原則を国是とする我が国が核軍縮・廃棄や核拡散防止、原子力の平和利用などに対する協力でイニシアティブを発揮することが出来る。紛争などで疲弊した子の経済再建のプログラム作りなどで安保理の議論をリードしていくことや、ODAの最大供与国として我が国が発展途上子に最も進んだ産業技術・ノウハウや環境・公害防止・エネルギー技術を移転することなどによって、主として経済面から地域の安定を促進する施策なども一層効果を増すだろう。旧東側諸子の市場経済への転換について、ハード・ソフト両面から一層協力することも出来る。このような国際社会への貢献は、我が国自身の安全保障にも大いに役立つ。

我が国の常任理事国入りのタイミングとして議論されている戦後50年、国連創立50年の1995年は目前に迫っている。まず我が国は、国連の国際安全保障を議論する場に主体的に参加していくことを内外に明示するとともに、これに関するコンセンサスを国内的にも国際的にも早急に得ていくことが重要である。

(2) もっと国連協力を

我が国は苦悩する国連を盛り立てるために中核的な役割を積極的に果たしていかなければならない。

第一に、国連のP K Oニーズ増大に対処するために国際的なP K O訓練センター・物資供給基地の設置や、我が国への国連機関の誘致を推進すべきである。

第二に、国連への人材協力が肝要である。特に事務次長や部長、課長クラスの邦人管理職員を育成するために、外務省のJunior Professional Officer (J P O) 制度に関わる予算(現状約9億円)の大幅な増額を検討する必要がある。

“国際”総合安全保障を確立するためには、国連の基盤強化、それも財政面だけでなく、手足となる組織・機構や人材の充実・強化も必要である。この面でも我が国は中核的な役割を果たす必要がある。

○P K Oのための国際訓練センター・物資供給基地設置や国連機関誘致の推進

第一に、我が国はP K Oニーズ増大に対処するために国際的なP K O訓練センターの設置や国連機関の誘致を推進すべきである。現在、P K O訓練センターとしては、北欧四ヶ国の国防軍の中の北欧待機軍が保有しており、内容的にはその四ヶ国がそれぞれ停戦監視や武装解除などを役割分担している。オーストリアやカナダも訓練センターを保有している。いずれも基本的には自国要員中心の訓練センターであるが、外国の要員訓練も受け入れている。今後は、P K Oのノウハウを蓄積しつつある我が国が、アジアの国々の要員訓練も担当する国際的な訓練センター設置について検討する必要がある。

また、P K Oのための物資供給基地としては、現在、イタリアのピサに使用済みの機材を保管する基地があるが、我が国が将来的な課題として、土木工事・輸送器材などの特殊機材等を常時保管するためのアジアの物資供給基地を設置することは有意義である。

国連機関の誘致についても、既に国連大学や国際熱帯木材機関、関西には国連環境計画環境技術センターなどが設置されているが、我が国が最も得意とする分野、たとえば発展途上国の人材育成や発展途上国への産業技術等の移転、原子力の平和利用のための機関などを新たに設置することを検討する必要がある。

○人材協力

第二は、国連への人材協力である。現在、国連事務局に勤務する邦人職員数は、望ましい職員数と言われている194人（中位点）に対し、約半数の86人（‘93年6月末）である。人数の少なさもあるが、事務次長や部長、課長クラスの管理職員が少ないことも大きな問題である。これに対処するために政府は、Junior Professional Officer（JPO）制度、すなわち我が国が費用負担して大学や大学院卒業の若者などを年間50人、2年間、国連関連の国際機関に派遣することによって専門知識を広め国際的業務の体験を積む、いわば実施研修の機会を提供する制度を設けている。これは国連への若手職員送り込みとそれらの者の国際機関内でのキャリアアップのための支援制度であるが、この制度の終了後に正規の国連職員に採用される比率は、30～40％に及び、通常の国連職員採用競争試験などに比べてはるかに高い。JPOへの応募者が定員を大幅に上回っている（平成5年度：600人）現状も踏まえ、政府はJPOに関わる予算（平成5年度約9億円）の大幅な増額を検討すべきである。民間企業もまた、国連という国際的な仕事をこなしてきた国際感覚あふれる人材を、帰国後積極的に受け入れることなどで、この制度を側面から支援することも大切である。

(3) アジア・太平洋地域の安全確保に向けた地道で重層的な努力を

多様な歴史・地理的背景、経済条件、価値観を持つアジア・太平洋地域の安定確保のためには、地道で重層的な努力が求められる。

第一に必要なのは、多国間対話の推進、特に、経済だけでなく、政治や安全保障など幅広い対話の推進である。その際、アジア・太平洋地域の政治・経済・安全保障の要である米国の存在が不可欠であることは言うまでもないし、近い将来には中国やロシアの参加も必要である。具体的には、ASEAN地域フォーラムなども活用・発展させていくことが有効である。

第二に、多国間対話だけでなく、紛争や対立の解決を目指すための地域協力も必要である。たとえば、朝鮮半島の緊張緩和を図るために、南北和解のための対話の促進などについて日米中ロ四ヶ国の協力によって支援していくことが大きな課題である。

第三に、政治、外交、安全保障の専門家だけでなくあらゆるレベル・階層の人々が交流・対話することが重要である。アジア・太平洋諸国の在日外国人と関西経済同友会会員による「経済人・安全保障シンポジウム」を開催することを提案したい。

“国際”総合安全保障を確立するためには、我が国の基盤とも言うべきアジア・太平洋地域の安定を促進するための施策を進めなければならない。

○パックス・アジア・太平洋コンソーシアム

アジア・太平洋地域は、依然として不安定要素を内在しているとともに、歴史的にも地理的にも文化的にも大変多様性に富んでいる。経済的な先進国もあれば発展途上国もある。欧米の普遍的な価値観である人権や民主主義などとは異なる独自の価値観が存在することも見逃せない。パックス・アジア・太平洋コンソーシアムとも言うべき平和理念構築のための地道な努力が必要な所以である。

○多国間対話の推進

このようなアジア・太平洋地域において、第一に必要なのは、互いの安心感を高め、相互理解と友好を深めるための多国間対話の推進、特に、経済だけでなく、政治や安全保障など幅広い対話の推進である。それも、多様性に富み、安全保障理念も異なる国が多いアジア・太平洋地域では、欧州のC S C EやN A T Oのようなハードな枠組みよりも、まずは言いたいことを言い合うソフトな対話が重要である。もちろん、その際、アジア・太平洋地域の政治・経済・安全保障の要である米国の存在が不可欠であることは言うまでもないし、近い将来には中国やロシアの参加も必要である。具体的には、A S E A N地域フォーラムなども活用・発展させていくことが有効である。

○地域協力も

第二に、多国間対話だけでなく、紛争や対立の解決を目指すための地域協力も必要である。たとえば、北東アジアには、朝鮮半島という軍事的緊張を孕んだ対立がある。この緊張緩和を図ることは、今日、アジア・太平洋地域の安定にとって最も重要な課題である。この問題について、南北和解のための対話の促進などを日米中ロ四ヶ国の協力によって支援していくことが大きな課題である。

要は、互いの安心感を高めるための全域的な政治対話の促進と、紛争や対立の解決を目指すサブ・リージョナルな協力の促進という、いわゆるトゥー・トラック・アプローチを進めることが大切である。

○重層的対話を

第三に、いろいろな国々のあらゆるレベル・階層の交流・対話促進が不可欠である。政治・外交担当者だけでなく、自衛隊の制服組や民間人同士の交流を、日ロ、日中を含めもっと積極的に進めるべきである。経済界も、経済だけでなく、政治・外交・安全保障などについても意見を交換するために、たとえば、若手経営者等による安全保障フォーラムなどを定期的を開催すること、その手始めに、アジア・太平洋諸国の在日外国人と関西経済同友会会員による「経済人・安全保障シンポジウム」を開催することを提案したい。

(4) 日米安保体制の堅持：今日的意義の再評価

日米安保体制は、言うまでもなく我が国の独立と安全の確保や、アジア・太平洋地域の安全のための米国のプレゼンス確保の手段、そして憲法の下専守防衛に徹し他国に脅威を与えるような軍事大国にならない、過去の過ちを再び繰り返さないという我が国の基本的立場に信頼性を与えるという、日本とアジア・太平洋地域の国々との信頼関係醸成の根本である。

新しい日米関係を模索しつつある今日、この日米安保体制を堅持し、その信頼性を高めていくためには、我が国自身が専守防衛の下必要な自衛力を確保し、在日米軍駐留経費の負担や軍事技術の共同開発などで日米協力を深めていくとともに、経済面においては我が国が規制緩和や閉鎖的な商慣行を改めることなどによって市場開放を一層進めていかなければならない。また、日米グローバルパートナーシップの下、政治・環境・経済協力などで地球的、世界的な責任と役割を果たしていくことが重要である。

○変化しつつある日米関係

冷戦の終結は、これまでの日米関係のあり方にも影響を及ぼしていることは否めない。米国と旧ソ連対立の時代には、日米安保体制の下我が国が米国の前線基地として重要な役割を担っていたが、今や共産主義に対する前線基地としての意義は低下している。逆に、湾岸戦争でカネだけ出してほとんど汗をかかなかった日本の対応や次期支援戦闘機 F S X に関わる技術摩擦などで、米国の対日批判が強まっている。貿易摩擦も解消していない。1 0 0 0 億ドルを上回る日本の貿易黒字、とりわけ米国との不均衡拡大が問題

を増幅させている。閉鎖的な日本市場や貿易黒字削減のための数値目標設定に対する対応などが米国を苛立たせている。

○アジアに対する米国の関心の高まり

一方、東アジアのダイナミックな経済発展がアジア・太平洋地域に対する米国の関心を増大させている。これは、米国がアジア・太平洋地域における戦力の再編・合理化を進める一方で、米国の前方展開戦力は引続き維持していることにも窺える。

日米両国のG N P総額は、世界の四割を占める。この両国が安定的な協力関係を維持することは、アジア・太平洋地域だけでなく、世界の平和と発展のためにも重要である。このように、日米の協力関係が重要性を増す一方、経済問題などで日米関係の揺らぎも存在する中で、我が国としては、日米安保体制の今日的意義を改めて再評価する必要がある。

○日本の安全確保

第一は、もちろん、我が国の独立と安全の確保である。まだまだ残るアジアの不安定に対し、我が国だけで対処することは出来ない。現在の防衛計画の大綱策定にあたって採用された基盤的な防衛力構想、すなわち「我が国に対する軍事的脅威に直接対抗することを目指すよりも、自らが力の空白となって、我が国周辺地域の不安定要因とならないようにすべきである」という考え方にに基づき、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を整備しよう」という構想は、日米安保体制があってはじめて意義を持つものである。日本の安全確保は、アジア、ひいては世界の安全確保につながることも認識しなければならない。

○米国のアジアへのプレゼンス確保

第二は、アジア・太平洋地域の安全のための米国のプレゼンスを確保する手段である。在比米軍基地の撤退等米国のアジア・太平洋地域における兵力削減という状況を踏まえ、日米安保体制が極東における国際の平和と安全を維持しているという意味で、この重要性は一層増大している。

○日本の立場への信頼性

第三は、日本の立場に信頼性を与えることである。憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない、過去の過ちを再び繰り返さないという我が国の基本的立場に信頼性を与える効果を持つ。言い換えれば、日米安保体制は、日本とアジア・太平洋地域の国々との信頼関係醸成の根本であると言っても過言ではあるまい。

○日米グローバルパートナーシップ

新しい日米関係を模索しつつある今日、この日米安保体制を堅持し、その信頼性を高めていくために、我が国自身が専守防衛の下必要な自衛力を確保し、在日米軍駐留経費の負担や軍事技術の共同開発などで日米協力を深めていくとともに、経済面においては我が国が規制緩和や閉鎖的な商慣行を改めることなどによって市場開放を一層進めていかなければならない。また、日米グローバルパートナーシップの下、政治・経済協力・環境など地球的、世界的な責任と役割を果たしていくことが重要である。

2. 信頼される日本となるための国内体制・世論づくり

○いつまで一国平和主義が許されるのか

我が国が常任理事国の大役を引き受け“国際”総合安全保障を推進しようという立場から国際社会に積極的に貢献していくためには、まず自分の国は自分で守るという独立国としての当然の努力を払うとともに世界平和のために積極的に貢献していくというコンセンサスを形成する必要がある、そのためには国内の体制・世論づくり、すなわち憲法や法律、政策方針、国民意識のあり方などについてもっとオープンに議論を進めていくことが大切である。

戦後、防衛問題を議論することは、ある時期口にすることさえ憚れるぐらいタブーであった。自分の国は自分で守るものとは言にくい、日本だけが平和であればいい、世界や日本の安全は誰か他の人が考えてくれるだろうという、国際社会から見ればいわゆる利己的な一国平和主義の考え方が続いていた。その残滓は根深い。カンボジアPKOへの参画など世界の平和を維持するために積極的に貢献しようという活動でも、自衛隊の海外派遣に対して反対意見が多いことはその顕われである。たとえ平和的な国際貢献

であっても、一度、自衛隊が海外に派遣されれば、いずれ海外派兵につながるという「蟻の一穴」論は依然として残っている。

ところが、我が国が「蟻の一穴」論を重視して一国平和主義を続けても、アジアの国々の懸念はなくなる。むしろ、一国平和主義は、自分の国のことしか考えないという意味で、日本以外の国にとってはかえって脅威や不安定要因となっているのが現実である。

今なお一国平和主義の考え方が残っているのは憲法解釈の不統一も大きな原因である。憲法が自衛権を放棄しているかどうか、P K Oまでは合憲だがP K Fは違憲なのか、国連の活動であれば集団的自衛権を行使できるかどうか、憲法と国連憲章とどちらが優位かなど議論が定まらない。これでは、海外各国に対して不信感を与えるとともに、これを実践していく自衛隊の士気にも関わる。

我が国防衛の根本方針である防衛大綱のあり方や、自衛隊法におけるP K Oの位置付けや不完全なP K O法、未整備状態の有事法制などについても、もっともっと国民全体で議論されなければならない。

(1) 安全保障基本法の制定と自由な憲法論議を

第一に、第9条や前文で謳われている平和を尊ぶ憲法の理念と専守防衛などの基本方針は世界に誇れる原則であるので、確固たる自信と誇りを持って堅持しなければならない。

第二に、安全保障に関する憲法解釈を明確化するために別途安全保障基本法の制定を検討する必要がある。我が国は独立国である以上主権国家として我が国固有の自衛権が存在することやP K Oなど武力行使を目的としない国際社会の平和維持のための活動に積極的に貢献していくことを明記すべきである。

第三に、憲法そのものについても絶えず自由な論議がなされることが大切である。国連軍や平和執行部隊など国連の総意で行われる武力行使について、我が国が将来どのように対応すべきか同時にその限界について議論を進め、国民的なコンセンサスを形成していくことが必要不可欠である。

○平和を尊ぶ憲法の理念は守るべき

我が国の憲法は、第9条において、戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認を規定している。また、我が国は、基本方針として専守防衛、シビリアンコントロール、非核三原則

を掲げている。一方、憲法の前文では、国際社会との共存共栄の大切さ、その責任の重みについて謳っている。

このような平和を尊ぶ憲法の理念と専守防衛などの基本方針は世界に誇れる原則であるので、確固たる自信と誇りを持って堅持しなければならない。

〔憲法前文〕

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。・・・われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、・・・。

○憲法解釈を明確化するために安全保障基本法の制定を

安全保障に関する憲法の解釈や意思を明確化するために、別途、安全保障基本法の制定について検討する必要がある。我が国は独立国である以上、主権国家として我が国固有の自衛権が存在することや、自衛のために必要な武力を保持することは主権国家の当然の権利であることを明記すべきである。これによって自衛隊の存在が国民の総意として正式に認知されることになる。

同時に安全保障基本法でP K Oなど武力行使を目的としない国際社会の平和維持のための活動に積極的に貢献していくこと、そのためには、カンボジアP K Oのように自衛隊をはじめ、必要な手段・方策を活用することも明記する必要がある。

○自由な憲法論議を

憲法そのものについても絶えず自由な論議がなされることが大切である。我が国は国際的な安全保障活動への参画を始めたばかりであるが、我が国の国際的な地位と役割はこれからも変化していく。その変化に対応して、現在の国際平和協力法では自衛隊の活動はP K Oに限定されているが、国連軍や平和執行部隊など国連の総意で行われる武力行使について、我が国が将来どのように対応すべきかについて同時にその限界について議論を進め、国民的なコンセンサスを形成していくことが必要不可欠である。その意味で、国民の意思と行動の原点とも言うべき憲法も、絶えず国民的な議論と理解統一への努力がなされるべきである。これは、安全保障に対する健全な国民意識を醸成するため

にも役立つ。

(2) 防衛計画の大綱：国際情勢の変化や効率アップの視点から見直しを

防衛計画の大綱については、現在見直しが検討されている基盤的防衛力の考え方や自衛官定数を含む防衛力のあり方などを、冷戦終結など国際情勢の変化や効率アップという視点から論議されなければならないが、我が国防衛体制の根幹である専守防衛と日米安保体制を堅持するとともに、世界の安全保障は我が国の安全保障にもつながるという観点から国際貢献を一層推進していくことについて、これを新たに織り込む必要がある。もちろん見直しにあたっては我が国国民や海外各国に対してこれをわかりやすく明示し理解を得ることが重要であることは言うまでもない。

我が国の基本方針では、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないことを基本理念としている。この基本方針の下、防衛計画の大綱で、基盤的防衛力構想という限定的かつ小規模な侵略までの事態に対し有効に対応しうる防衛力を整備していくという考えが採用されてきたが、冷戦終結に伴い、この基盤的防衛力の考え方や自衛官定数を含む防衛力のあり方についてその見直しの必要性が議論されている。

我が国の防衛力に関しては、アジア・太平洋地域の国々の中には世界が軍縮に向っている中で防衛費が増大を続けていることに対して脅威を感じている国がある反面、我が国が軍事的に空白になることは周辺地域の不安定要因になることや一旦減らした人材、装備、技術などはすぐには元に戻らないことなども考慮しなければならない。また、専守防衛の効率を上げるために、レーダーサイトを地下に設置することや、衛星利用などによって情報収集機能を充実・強化すること、現在の師団規模や地域的な配置なども再検討する必要がある。

その意味で、防衛計画の大綱の見直しの際には、冷戦終結など国際情勢の変化や効率アップという視点から議論されなければならないが、我が国防衛体制の根幹である専守防衛と日米安保体制は堅持するとともに、世界の安全保障は我が国の安全保障にもつながるという観点から国際貢献を一層推進していくことについて、これを新たに織り込むことが必要である。もちろん、我が国国民や海外各国に対してわかりやすく明示し理解を得ることが重要であることは言うまでもない。

(3) 自衛隊の国際貢献活動の位置付けをもっと高く、P K O法の見直しを

今後国際的な平和協力業務の重要性が一層高まってくることを考慮し、自衛隊法を早急に改正して、国際的な平和協力業務の位置付けをもっと高めるべきである。

合せて、自衛隊の中に、隊員の教育訓練や人員確保を担当するスタッフ部門を備えたP K O専門組織や、P K O業務を専門に担当する組織の設置なども検討することが大切である。

平成7年に見直しが議論されるP K O法についても、カンボジアでの教訓を下にたとえば個人の判断による武器使用や、ボランティアなどの安全確保のための業務が出来ないことなど、既に指摘されている反省事項は早急に見直すことを検討する必要がある。

今、自衛隊に必要なのは、明確な任務、任務遂行のための手段、世論の支持であることを銘記する必要がある。

我が国は国際貢献活動を幅広く進めていかなければならないが、O D Aなどの経済的な活動やボランティアレベルでの協力だけでなく、カンボジアP K Oのように組織的、装備的、技術的に自衛隊でなければ対応出来ないケースも多い。この自衛隊の国際的な平和協力業務が、自衛隊法雑則第100条の7で運動競技会に対する協力や国賓等の輸送と同列に規定されている。今後、国際的な平和協力業務の重要性が一層高まってくることを考慮し、自衛隊法を早急に改正して、国際的な平和協力業務の位置付けをもっと高めるべきである。

合せて、自衛隊の中に、隊員の教育訓練や人員確保を担当するスタッフ部門を備えたP K O専門組織や、P K O業務を専門に担当する組織の設置なども検討することが大切である。

これは、我が国が人的な国際貢献に積極的に取り組むことを内外に示すという意義があるだけでなく、それによって自衛隊の海外派遣に対する国民の不安感を取り除くとともに、自衛隊員の士気をも高めることにつながる。

また、平成7年に見直しが議論されるP K O法についても、カンボジアでの教訓を下に、既に指摘されている反省事項についてその見直しを検討しなければならない。たとえば現在のP K O法では、自己または他の隊員の生命・身体を防衛するために限定されている武器使用は個人の判断に委ねられているが、それでは不意の発砲が見方同士の銃撃を招いたり、個々の隊員に武器使用が本当に妥当かどうかなどの不安感を与えかねない。その意味で、P K Oの国際的な常識とも言われている「部隊としての判断」でも武

器使用が可能となるように、また、現地で活動するボランティアなどの安全確保のための業務も出来るように、その見直しを検討する必要がある。

今、自衛隊に必要なのは、明確な任務、任務遂行のための手段、世論の支持であることを銘記する必要がある。

(4) 国民の安全保障意識の醸成

第一に、国民一人一人の安全保障意識を高めるために、国民に最も近い地方自治体レベルでも、安全保障の課題に取り組むべきである。安全保障セミナーやシンポジウムなどを開いたり、地域住民と自衛隊の交流をもっと積極的に企画・実行することが有効である。

第二に、自衛隊自身ももっとオープンでなければならない。そのために、防衛庁の広報活動をもっと強化する必要がある。

第三に、国民生活とも深く関わりを持つ有事法制を整備することについて早急に議論を始めるべきである。

第四に、今後我が国が国際貢献活動を積極的に展開していくという健全な国民意識を醸成する観点からマスコミの役割に期待されるところは大きい。

○無関心と無見識が他国に脅威を与える

国の独立と安全を確保するために最も大切なことは、安全保障に対する健全な国民意識を醸成することであるが、カンボジアPKOへの参画以降徐々に醸成されつつはあるものの依然不十分である。国を守る、自らの安全を確保するという意識はまだまだ薄い。自衛隊の基地がある街は別として、自衛隊を身近に感じることも少ない。国のレベルでも、有事の対応については、議論することすら憚れる。このように、安全保障に対する希薄な国民意識、有事を語ることを出来れば避けたいと考える国民意識では、日本の安全並びに世界平和のために我が国が国際的な責任を果たしていかなければならないという考えも育たない。逆に、このような無関心な国民では、アジア・太平洋地域の国々に、日本は再び過去の過ちを繰り返すのではないかという不安感をすら与えていることを忘れてはならない。国民一人一人が健全な国民意識を持ち安全保障に関心を示し見識を備えることこそが何よりも大切である。

○地方自治体も協力を

第一に、国民一人一人の安全保障意識を高めるために、国民に最も近い地方自治体レベルでも、安全保障セミナーやシンポジウムなどを開いたり、地域住民と自衛隊の交流をもっと積極的に企画・実行することが有効である。これによって、安全保障の大切さや有事における対処の仕方などについて国民コンセンサスを形成することが出来るとともに、国民一人一人が自衛隊をはじめ日本の独立と安全を守るために努力している人々に親しみや敬意を持つことにもつながる。

○自衛隊をもっとオープンに

第二に、自衛隊自身ももっとオープンでなければならない。防衛業務は、国民生活との関わりが少ない方がハッピーであるし機密に属する面もあるが、自衛隊を支えるのは国民であることを再認識して、今まで以上に自衛隊の公開や、車両や航空機の体験搭乗などを通じて、国民との接点をもっと増やす必要がある。そのために、防衛庁の広報活動をもっと強化する必要がある。

○有事法制の整備を

第三に、国民生活とも深く関わりを持つ有事法制を整備することについて早急に議論を始めるべきである。米国や英国、仏国の有事法制では、有事の際に政府は何でも出来るという方式を採用しているが、我が国の場合、有事の際に政府は何が出来るとかという方式を採用して、有事法制に関する研究が進められた。「自衛隊法76条の規定により防衛出動を命ぜられるという事態において自衛隊がその任務を有効かつ円滑に遂行する上での法制上の諸問題」、たとえば部隊の移動・輸送のための道路法に関する特例措置や陣地構築など土地使用のための特例措置、有事における住民の保護、避難、誘導を適切に行う措置、有事における民間船舶・民間航空機の航行の安全を確保するための措置など、自衛隊の行動に関わる法制についての研究はほとんど完了している。にもかかわらず法制化についての議論が全く行われていないのは政府として怠慢と言わざるを得ない。有事法制は、平時において冷静に検討すべき課題であるとともに、議論を進める中で国民の権利や義務も明らかにすることも出来る。このような議論を堂々と進めること自体が、健全な国民意識を醸成するための第一歩と言えるだろう。

○健全な国民意識の醸成にマスコミも

第四に、今後我が国が国際貢献活動を積極的に展開していくという健全な国民意識を醸成する観点からマスコミの役割に期待されるところは大きい。以前、中には、日本や日本人だけが安全であればいい、国際社会への責任は二の次と誤解されかねない報道などが散見された。たとえば、カンボジアPKOにおいて我が国の文民警察官が死傷した事件を取り上げて、危険地域やカンボジアから撤収すべきであるとの立場からの主張があった。このような報道姿勢に対しては国内だけでなく、海外での批判も大変厳しかった。我が国の国際的役割が格段に増大している今日、マスコミ自身がその役割のあり方について再認識する必要がある。

3. 近くて近い隣人に：心に刻み未来を見つめて

○相当の覚悟で

世界から信頼されるためには、まず、歴史、文化、民族、宗教など強いつながりを持つアジアの国々の信頼を確保することが大切である。その前提として、日本は、歴史的に、日中戦争や太平洋戦争などで、軍国主義の下、アジア・太平洋地域の国々に多大なる痛みを与えたという事実をしっかりと認識するとともに、このことをいつまでも心に刻み語り継いでいくことが大切である。その上で、アジア・太平洋地域の人々の傷を癒し未来に向かって相互理解と信頼醸成を図るためには、相当の覚悟が必要であることを肝に命じなければならない。

(1) 安全保障教育の充実

第一に、不幸な歴史を繰り返さないために、近・現代史教育にもっと力点を置くことが重要である。明治以来の近代化の過程、戦争の経緯・実態、戦後の復興などの歴史的事実とその意味合いを教えることによって、日本国民としての自覚、戦争への反省、将来への責任などの認識を培うことが必要不可欠である。

第二に、自衛隊の位置付けを明確にする必要がある。主権国家には侵略に対する自衛権が存在することを明記し、我が国の平和と独立を守る自衛隊の存在を正しく理解させるとともに、この厳しい任務に携わる自衛官等を信頼しその役割を評価する気持ちを育むことが大切である。

第三に、大学に安全保障に関する論議・研究の場を設けることを提案したい。

○近・現代史教育に力点を

第一に、不幸な歴史を繰り返さないために、どちらかという授業時間が少なくなりがちな近代史教育にもっと力点を置くことが重要である。痛みを受けたアジアの国々が相当のページ数を割いて教えていることをもっと認識する必要がある。明治以来の近代化の過程、戦争の経緯・実態、戦後の経済復興などの歴史的事実とその意味合いを教えることによって、日本国民としての自覚、戦争への反省、将来への責任などの認識を培うことが必要不可欠である。この歴史認識こそがこれからの国の安全保障のあり方を支える国民的基盤となるであろう。また、歴史教育を通して事実をありのままに伝えることこそが、過ちを二度と繰り返さない証となり、アジア・太平洋地域の国々の信頼を得ることにもつながるだろう。

○自衛隊の位置付けを明確に

第二に、自衛隊の位置付けを明確にする必要がある。主権国家には侵略に対する自衛権が存在することを明記し、我が国の平和と独立を守る自衛隊の存在を正しく理解させるとともに、この厳しい任務に携わる自衛官等を信頼しその役割を評価する気持ちを育むことが大切である。自衛隊が日本国民を代表して国際的な平和維持のための活動に携わっていることに誇りを持つ、そのような子供を育てることが今の教育に求められているのである。

○大学に安全保障に関する論議・研究の場を

第三に、大学に安全保障に関する論議・研究の場を設けることを提案したい。たとえば、国際関係論の一部として扱われている安全保障論を一つの独立した講座として取り上げることも検討に値する。そのために、必要があれば、経済界が支援することも有意義である。

(2) 過去の不幸な歴史への“きちんとした”対応

戦後はまだまだ続いている。歴史的事実としての日本の軍国主義の記憶や従軍慰安婦問題に代表される被害の意識等日本に対する不信感は、今なお残っている。今後政治・経済・外交・安全保障等の面で国際的な役割を果たしていかなければならない我が国は、この不信感を子孫の代まで残さぬよう全力を挙げてこれを取り除くための努力を傾注しなければならない。

まず、従軍慰安婦問題などについて徹底的に事実関係を調査するとともに、これをきちんと公表しなければならない。

その上で法的処理を求められるものはこれを尽くすこと、そして不正や非人道的行為などの事実が明らかになれば、必要に応じて法的処理を超えて人間の尊厳と人道的観点から国としての責任のとり方、国民としての対処の仕方について真摯に議論すべきである。その際、対象者が高齢化していることもあり、出来る限り早期に具体策をまとめ実行する必要がある。

このことは今後我が国が二度と過ちを繰り返さないという決意である。ドイツが背景や事態の相違はあれドイツ連邦共和国基本法第一条の「人間の尊厳は不可侵、これを守ることは国家の義務である」に基づいてこの課題に取り組んでいることに学ぶべき点が多い。

○戦後はまだまだ続いている

戦後半世紀近くを経過したにもかかわらず、我が国は、依然として過去の不幸な歴史を引き摺っている。歴史的事実としての日本の軍国主義の記憶と従軍慰安婦問題に代表される被害の意識等日本に対する不信感は、今なお残っている。外交努力や経済協力、従軍慰安婦問題の調査結果等を報告することなどによって、日本に対する信頼も徐々に回復してきてはいるが、まだまだ十分とは言えない。今後政治・経済・外交・安全保障

等の面で国際的な役割を果たしていかなければならない我が国は、この不信感を子孫の代まで残さぬよう全力を挙げてこれを取り除くための努力を傾注しなければならない。これは、我が国が国際社会の理解を得て“国際”総合安全保障の理念を具体的に実行していく上での原点の一つであろう。

○徹底的な事実調査を

まず、従軍慰安婦問題などについて、徹底的に事実関係を調査するとともに、それをきちんと公表しなければならない。

旧植民地の人たちの強制連行に関わる資料のように、政府がその存在を否定していた資料でも、当時の関係者が保存しているケースもある。説得力ある客観的資料や証言をできるだけ広く集めることが大切である。当時の人たちの記憶も相当薄れている。時間が経てば経つほど事実解明は困難になるので、政府は調査のための陣容を強化して集中的に調査すべきである。そのために政府の中に一元的に調査するための部局を設けたり、場合によっては、相手国との間で合同調査委員会を設置することも検討する必要がある。

○人間の尊厳・人道的観点からの責任を

その上で法的処理を求められるものはこれを尽くすこと、そして不正や非人道的行為などの事実が明らかになれば、必要に応じて法的処理を超えて人間の尊厳と人道的観点から日本国としての責任のとり方、国民としての対処の仕方について真摯に議論すべきである。その際、対象者が高齢化していることもあり、出来る限り早期に具体策をまとめ実行する必要がある。

いわゆる「国対国の問題は解決済み」イコール「国対個人の問題も解決済み」という法律論ではなく、ドイツがドイツ連邦共和国基本法第一条の「人間の尊厳は不可侵、これを守ることが国家の義務である」に基づきナチスによるユダヤ人等の迫害に対して非人道的行為に対する責任を果たすために、また、米国が日系人迫害に対して理想に背いた行為に対する謝罪の証として被害者個人に補償したことにも学ぶ必要がある。

たとえば、従軍慰安婦問題はニュールンベルグ裁判の「人道に対する罪」という国際法違反であるとか、日韓協定は一般国際法である強行法規違反（＝重要な人権を消滅させてしまうような条約は国際社会の公序良俗に違反）でありその条約は無効であるとかなど法律的な問題も提起されているが、日本政府としては、そのような法律に照して争うとか、あるいはその結果としてたとえばやむを得ず責任を果たすということではなく、自ら率先して徹底的に調査し非があれば責任を果たす姿勢を示してこそその意義があることを認識しなければならない。

「戦後はまだ終わっていない」人たちに対し責任を果たすことは、日本はその戦争を忘れない、二度と繰り返さないという決意であり、そのことは被害を受けた国々にも伝わるに違いない。責任を果たすことは、我が国は子々孫々にわたって「信頼」というかけがえのない財産が得られることを銘記すべきである。

具体策としては、たとえばドイツのように補償の仕方は補償受取国に委ねる方法などは貴重な前例である。また、公平・公正の観点から、病院や老人ホームなど社会福祉施設の建設や青少年交流・歴史教育の積極的な推進など未来指向の責任の果たし方も検討する必要がある。

ドイツ連邦共和国のヴァイツゼッカー大統領は、敗戦40周年の1985年5月8日、ドイツ連邦議会で「荒れ野の40年」と題する追悼演説をされた。われわれ日本人としても教えられるところ大であるので引用する。

「罪の有無、老幼を問わず、われわれ全員が過去を引き受けねばなりません。全員が過去からの帰結に関わりあっており、過去に対する責任を負わされているのであります。心に刻み続けることがなぜかくも重要であるかを理解するため、老幼たがいに関わねばなりません。また助けあえるのであります。……過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです。ユダヤ民族は今も心に刻み、これからも常に心に刻みつづけるでありましょう。われわれは人間として心からの和解を求めています。まさしくこのためにこそ、心に刻むことなしに和解はありえない、という一事を理解せねばならぬのです。……かつて敵側だった人びとが和解しようという気になるには、どれほど自分に打ち克たねばならなかったか……そのためには、ドイツが二度と再び暴力で敗北に修正を加えることはない、という確信が次第に深まっていく必要がありました。……相手が手を差し出すのを待つのではなく、自分の方から相手に手を差し出すことは、はかりしれないほど平和に貢献するものであります。……われわれ年長者は若者に対し、夢を実現する義務は負っておりません。われわれの義務は誠実さであります。心に刻みつづけるということがきわめて重要なのはなぜか、このことを若い人びとが理解できるよう手助けせねばならないのです。……歴史の真実を冷静かつ公平に見つめることができるよう、若い人びとの助力をしたいと考えてるのであります。……」

Ⅳ. おわりに

我が国は、明治維新以降、欧米に追いつくため急速な近代化を進める一方で、忌まわしい軍国主義への突入、その結果として広島・長崎の被爆、敗戦という我が国歴史上かつてない悲惨な結末に至った。しかし、戦後この悲劇を乗り越え驚異的な経済発展を遂げ世界第二の経済大国として繁栄を築いた。このような戦後50年を迎えるにあたり、これまでの歴史を心に刻むとともに後世に伝える、その上で国際社会において平和と繁栄のために積極的に貢献するという崇高な使命を果たしていく意思と自覚を持たなければならない。この提言がいささかなりともその役に立てば幸いである。

以 上

平成 4 年度 安全保障委員会活動状況

- 5月18日 正副委員長会議
「本年度の活動方針について」
- 7月 2日 国際コミュニケーション研究所 浜田所長との昼食懇談会
- 7月16日 スタッフ会
- 7月27日 講演会・常任委員会
「カンボジアPKOにおける我が国 自衛隊の役割を考える
～ポスト冷戦時代の我が国の安全保障～」
講 師 前陸上自衛隊北部方面総監
日本電気(株) 顧 問 志 方 俊 之 氏
- 9月 1日 安全保障セミナー
「ポスト冷戦時代の安全保障をどう考えるべきか」
講 師 防衛大学校 国際関係論教授 西 原 正 氏
- 10月15日 講演会・常任委員会
「ポスト冷戦時代の日本の安全保障を構想する
～平成4年度版防衛白書を中心に～」
講 師 防 衛 庁 長官官房 防衛審議官 上 野 治 男 氏
- 11月30日 講演会・常任委員会
「新世界秩序における国際連合の安全保障機能を考える」
講 師 京都大学 法学部教授 香 西 茂 氏
- 〃 正副委員長会議

平成 5 年

3月 3日 講演会・常任委員会
「国際社会に貢献する日本人の育成」
講 師 特殊法人 放送大学学園監事
元文部省初等中等教育局長 菱 村 幸 彦 氏

3月 8日 スタッフ会

4月 8日 文部省、教科書研究センター 訪問

4月22日 自衛隊 北海道部隊視察
～23日

5月17日 講演会・常任委員会
「激動のロシア情勢とロシア改革支援」
講 師 (株)東レ経営研究所 顧問 森 本 忠 夫 氏

〃 スタッフ会

平成5年度 安全保障委員会活動状況

6月10日 防衛庁 訪問

6月15日 講演会・常任委員会

「クリントン新政権下の日米関係のあり方を考える」

講 師 日本放送協会（NHK）政治部記者 手 嶋 龍 一 氏

〃

正副委員長会議

「本年度の活動方針および提言のとりまとめについて」

8月25日 外務省 訪問

11月 2日 講演会・常任委員会

「新世紀の日本とアジアの関係を考える

－太平洋戦争を振り返って－」

講 師 日本放送協会（NHK）解説主幹 山 本 肇 氏

12月 1日 スタッフ会

12月16日 講演会・常任委員会・晚餐懇談会

「カンボジアPKOと日本

～第2次カンボジア派遣 停戦監視要員の任務を終えて～」

講 師 陸上自衛隊 二等陸佐 田 村 栄 一 氏

12月20日 スタッフ会

平成6年

1月26日 講演会・常任委員会

「戦後処理におけるドイツと日本」

講 師 拓殖大学 商学部 助教授 佐 藤 健 生 氏

〃

正副委員長会議

「提言（案）の審議」

2月23日 スタッフ会

3月 2日 常任委員会
「提言（案）の審議」

3月25日 提言「信頼される日本－常任理事国にふさわしい国を目指して」（案）
を常任幹事会にて審議

3月28日 提言「信頼される日本－常任理事国にふさわしい国を目指して」（案） を幹事会にて報告

4月 5日 提言「信頼される日本－常任理事国にふさわしい国を目指して」を 記者発表

5月16日 海上自衛隊 舞鶴基地視察
（予定）

平成 5 年 度 安 全 保 障 委 員 会 常 任 委 員 会 名 簿

(敬称略・順不同)

委 員 長	原	壽	治	住 友 金 属 工 業	副 社 長
副委員長	柳	真	雄	サイマル・インターナショナル	常任顧問 関西支社代表
"	丹 羽	健	二	丹 羽 不 動 産	社 長
"	柴 田	益	男	関 西 電 力	副 社 長
"	上 山	英	介	大 日 本 除 蟲 菊	社 長
"	平 岩	恒	彦	住 友 商 事	顧 問
"	田 遠	健	一	日 本 生 命 保 険	常 務 (3月退会)
"	岡 本		修	ク ボ タ	専 務
"	久 門		泰	松 下 電 器 産 業	取 締 役
"	田 中	英	俊	三 和 銀 行	事業調査部部長
"	谷	保	光	三 菱 重 工 業	取 締 役 大阪支社長
常任委員	青 山	稔	夫	住 友 海 上 火 災 保 険	大阪本社代表 副 社 長
	荒 川	宜	三	大 和 銀 総 合 研 究 所	常 務
	岩 井		靖	オ リ ッ ク ス	副 社 長
	岩 石		巽	神 戸 製 鋼 所	理事・大阪支社長
	臼 井		剛	栄 泉 不 動 産	社 長
	柄 谷	清	志	東 洋 建 設	専 務
	黒 田		宏	監 査 法 人 ト ー マ ツ	代 表 社 員 公認会計士
	近 藤	高	敏	椿 本 精 工	社 長
	佐々木	英	彰	住友電工ハイテックス	顧 問
	島 崎		要	三 菱 商 事	常 務 大阪支社長
	高 木	和	浩	武 田 薬 品 工 業	監 査 役
	高 畠	康	雄	鴻 池 運 輸	営業顧問
	田 中		睦	田 中 電 工	社 長
	村 上	仁	志	住 友 信 託 銀 行	常 務
	横 山	善	太	日 本 航 空	取 締 役 大阪支店長
	吉 田	紘	一	住 友 生 命 保 険	取 締 役
	脇 田		進	ダ イ キ ン 工 業	専 務

宮 原 孝 信	住 友 金 属 工 業	広報部次長 兼調査室長
榊 原 道 治	住 友 金 属 工 業	広報部調査室 担 当 課 長
長 岡 豊	関 西 電 力	原子燃料部 原子燃料計画課長
倉 田 水 之	住 友 商 事	大阪業務企画部長付 企画開発チームリーダー
天 野 富 彰	日 本 生 命 保 険	企画広報部課長
城 島 護 彦	ク ボ ヲ	経営管理部 管理第一課長
井 川 泰	松 下 電 器 産 業	社会文化部副参事
今 吉 研 一	三 和 総 合 研 究 所	調査部副主任研究員
小 野 博	三 菱 重 工 業	大 阪 支 社 総務部総務課長

事 務 局

萩 尾 千 里	関 西 経 済 同 友 会	常 任 幹 事 事 務 局 長
梅 名 義 昭	関 西 経 済 同 友 会	企画調査課長
阪 口 規 純	関 西 経 済 同 友 会	企画調査課 主任研究員
山 中 美 枝 子	関 西 経 済 同 友 会	企画調査課

「信頼される日本ー常任理事国にふさわしい国を目指して」

平成6年3月28日発行

発行者 社団法人 関西経済同友会
常任幹事 萩 尾 千 里
事務局長
大阪市北区中之島6-2-27
電話 (06) 441-1031

印刷所 ナニワ印刷株式会社
大阪市北区天満1-9-19
